

## 冬期間の空き家の管理について

空き家では雪の重みによる倒壊や気温の低下による水道管の破裂などが懸念されます。



空き家の倒壊による隣接家屋の全壊や死亡事故が起こった際の損害額

損害区分		損害額	損害区分		損害額
物件 損害等	住宅	900万円	人身 損害	死亡逸失利益	1億1,740万円
	家財	280万円		慰謝料	7,100万円
	倒壊家屋の 解体・処分	320万円		葬儀費用	520万円
	小計①	1,500万円		小計②	1億9,360万円
			合計 (①+②)	2億860万円	

<出典>NPO法人空家・空地管理センター

<試算> (公社) 日本住宅総合センター

空き家の管理は所有者または管理者が行うことが原則です。自分で管理することが困難な人は、市と協定を結ぶ次の3団体へ依頼を行うなどしてください。

- (公社) 上越市シルバー人材センター (☎025-522-2812)
- (一財) 上越市環境衛生公社 (☎025-543-4121)
- NPO法人新潟ホーム管理サービス (☎025-543-7227)



水道に関する問い合わせは  
ガス水道局料金センター  
(☎025-522-7030) へ

### 空き家対策セミナー・個別相談会 ▶ところ…市民プラザ

参加  
無料

#### ●空き家対策セミナー

空き家となる前に行うべき取り組みや空き家の適切な維持管理、市の支援制度をお話しします。

▶とき…令和2年1月18日①午後1時30分～3時 ▶定員…70人 (超過した場合は入場できないことがあります) ▶申し込み…不要

#### ●空き家相談士による個別相談会

▶とき…令和2年1月18日①午後3時～5時 (1人30分間) ▶定員…12人 (超過した場合は空き家の状態等により決定します) ▶申し込み…令和2年1月6日②までに申込先へ

■申し込み・問合せ…建築住宅課 (☎025-526-5111、内線1333) へ

## 地盤沈下を防ぐために

### ●地下水の節水にご協力を

雪が降りやんでいるときは、消雪パイプの水をこまめに止め、人力や機械による除雪を行うなど、地下水の節水にご協力ください。地盤沈下の恐れがあるときは「地盤沈下警報」が発令されますので、地下水の使用量を半分にするなど、さらなる節水をお願いします。

### ●揚水設備を設置・変更する場合は届出を

地盤沈下の進行を抑制するため、揚水設備の設置を規制しています。届け出などが必要な地域に揚水設備を設置・変更する場合は、着工前に市、県または施工業者に問い合わせてください。

#### 【市への届け出が必要な揚水設備】

着工の30日前までに環境保全課 (☎025-526-3496) または各総合事務所へ届け出てください。

○対象地域=合併前上越市、柿崎区、大潟区、頸城区、吉川区、板倉区、清里区、三和区 ○設備=県の許可が必要な揚水設備以外のもの

#### 【県への許可申請が必要な揚水設備】

原則、新規設置はできません。問い合わせは上越地域振興局環境センター環境課 (☎025-524-4237) へ

○対象地域=県条例の指定区域内 ○設備=ストレーナーの下限の位置が地表から20m以深のもので、揚水機の吐出口の断面積が6cm<sup>2</sup>以上または原動機の定格出力が1.1kWを超えるもの

■問合せ…環境保全課 (☎025-526-3496)